

平成22年6月28日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年6月11日から平成22年6月17日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/06/28)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年6月11日～6月17日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	2	4	0	0	0	6
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	1	0	0	0	1
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	57	74	3	0	0	134
職業安定局	163	134	20	2	1	320
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	4	11	0	0	0	15
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	6	0	1	0	7
年金局	0	1	0	0	0	1
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	226	231	23	3	1	484

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	88
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	269
法令遵守違反に関するもの	1
その他	126

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	4件	0件	0件	0件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	4件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	合同庁舎内ロビーに設置してある水飲み器(うがい機)が故障のため使用できなくなって相当期間が経過しているが何時になったら利用できるのか?早く利用できるようにしてほしい。		修理を依頼した業者より耐用年数が大幅に経過しており、部品の在庫がないと回答があったことを説明し、現在利用できないことについて謝罪するとともに、上部機関(労働局)へ水飲み器の更新について要望を行っていることをお伝えし、ご理解いただきました。
2	労働保険年度更新の手続きに来た事業場担当者から、「外が暑かったので、監督署は涼しいと思ったのに、もっと暑いではないか。」とのこと。		監督署を含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止の観点からCO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度に設定していることを説明し、ご理解いただきました。
3	総合労働相談コーナーで相談を受けた際に、相談員から法令上誤った説明を受け、しかも、自信ある対応で説明されたため、過度の期待をし、事業主に過度の要求をし、余計にトラブルとなった。		誤った説明をしたことについて、謝罪しました。また、相談員に対して、月1回、相談員会議等で指導を行うことにより、相談員の資質の向上に努めるとともに、法律上の回答は職員に必ず確認をさせることとしました。
4	総合労働相談コーナーでの相談時に、相談員から「こうすれば必ずもらえる」と大きな期待をさせられ、内容証明等の送付等、費用や時間を掛けさせられたが、職員から全く違う説明を受け、結果として支払われなかった。		そのように受け止められたかもしれないが、「必ずもらえる」とは伝えていないことを説明した上で、相談者に誤解を生じさせるような説明とならないよう、相談員に対して、月1回、相談員会議等で指導を行うことにより、相談対応の基本について、あらためて周知徹底しました。
5	総合労働相談コーナーに対する電話相談が長引いた場合、電話代が高くつくのでフリーダイヤルにしてもらいたい。		ご要望については、貴重なご意見として拝聴し、本省に報告し、情報共有しました。
6	子供にお金が掛かる時期に懲戒処分を受け損害を被ったことについて、解決するためにあっせん制度を利用したが、会社の不参加により打ち切りとなった。 あっせん制度に強制力が無いために弱者の労働者が我慢を強いられることに納得がいかない。 労働行政の権限により、あっせんに強制的に参加させるような制度にしてほしい。		あっせん制度については、あくまで当事者の話し合いによる自主的な解決を図る制度であり、参加を強制する制度とはなっていないことを説明しました。 その上で、今後利用が可能と思われる、他の紛争解決機関について説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>新型インフルエンザ予防接種による健康被害救済制度について、広報が不十分である。(医療機関からも何も教えてもらえなかったとのこと。)</p> <p>また、厚生労働省健康局に設置されている健康被害救済制度の相談窓口(電話03-3501-9060)に問い合わせをしたところ内容や審査スケジュールなど明確な回答が得られなかった。</p> <p>そのため、しっかりとした対応を行うよう国民の声として厚生労働省本省に意見をあげてほしい。</p>		<p>厚生労働省本省には氏名等を知らせないでほしいとのことであったため、対応状況等は確認できませんでしたが、ご指摘を受け、しっかりとした対応を行うよう要望があったことを「国民の皆様の声」として厚生労働省健康局へ報告させていただき旨説明し、ご了承いただきました。</p> <p>なお、東海北陸厚生局においては、管内の県、指定都市、中核市、保健所設置市、県医師会に対して、救済制度の周知(厚労省ホームページの紹介)を行うこととしています。</p>
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	57件	74件	3件	0件	0件	134件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	27件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	52件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	54件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	予告なく突然に、臨検監督があった。税務署でも事前に連絡してから来るが、予告なくやって来て、書類を見せるというのは失礼ではないか。		事業場の臨検監督については、法定労働条件の履行確保のために事業場のありのままの姿を確認させていただく必要があることを説明し、ご理解を求めました。
2	日常業務に追われ、労務管理は監督署から指摘を受けないと後手に回ってしまいがちになる。 監督署が定期的に指導に来るのであれば、その準備のためにも法定帳簿の整備を心掛けて行うようになるので、もっと頻繁に監督指導に来てもらいたい。		法廷帳簿の整備は自主的に行っていたきたいこと、事業場に対し適宜、監督指導するよう努めてまいりたいことを説明し、ご理解いただきました。
3	労働基準監督官から就業規則の変更届を提出するよう指導を受けたが、数年前に作成し提出していることもあり、一度提出すればいいのではないか。何度も提出させられるのは納得いかない。		就業規則の内容を変更したときは、その都度届出が必要であることを説明し、ご理解いただきました。
4	労働保険申告書の記入方法を聞きに行くために労働保険年度更新説明会に出席したが、直接関係が無い話(雇用保険の適用範囲の拡大や協会けんぽの業務内容等)を次々と聞かされ頭が混乱した。		事業主負担を軽減するため関係機関と連携し、合同説明会を年金事務所等と行っていることを説明し、ご理解いただきました。
5	石綿健康被害救済のための一般拠出金の超過払い分を労働保険料へ充当することはできないのか。 充当できないから、一般拠出金の還付について少額にもかかわらず還付請求書を別途作成しなければならず、しかも、還付請求書がHPからダウンロードもできないので不便だ。		労働保険料と石綿健康被害救済のための一般拠出金とは、制度が異なるため還付金を充当処理することができないこと、少額であっても専用の還付請求書が必要であり、その還付請求書は機械処理を行うため専用の用紙としていることからHPからダウンロードして使用することができないことを説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	フォークリフトについて、年1回、特定自主検査を行うこととなっているが、その費用が高すぎる。どうしても検査しないとだめなのか。		フォークリフトの特定自主検査は労働安全衛生法等により年に1回定期自主検査が義務づけられていること、特定自主検査の料金は、検査業者ごとに料金設定が異なることを説明し、ご理解をいただきました。
7	建設現場に入ってくるコンクリートポンプ車の中には、法律で定められている特定自主検査を実施していないケースがあるが指導しないのか。		特定自主検査を含む労働関係法令の遵守について適切に指導していることについて説明し、ご理解をいただきました。
8	労災保険の休業補償給付における給付基礎日額の算定について、過去3か月間の賃金を基にすると低くなるので、過去6か月の期間を基に算定してほしい。ケガをした日によって、給付額に損得が生じるのはおかしい。		給付基礎日額の算定を必要とする場合は、できるだけ算定事由発生時における現実の収入に近い状況で労働者の生活を保障する必要があることから、労災保険法において、算定事由発生日以前3か月間に支払われた賃金を基に算定することを説明し、ご理解いただきました。
9	同居する子供と2人で事業を行っているが、子供が労働者と認められず、労災保険の対象とならないのはおかしいと思う。		事業主と同一の生計関係にある「同居の親族」は、原則として労働基準法上の「労働者」には該当せず、労災保険の対象とはならないこと、また、事業主等を対象とする労災保険特別加入制度についても説明し、ご理解いただきました。
10	断続的労働に従事する者で最低賃金減額特例許可の対象となっている労働者は、断続的労働に従事していることだけで、減額特例の許可対象となり、最低賃金額を下回る賃金が支払われることとなるのは不合理ではないか。		労働基準法や最低賃金法の趣旨等を説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官 石原保仁(内線5653) 中央職業安定監察官 宮野 修(内線5654) (直通:03-3502-5352)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	163件	134件	20件	2件	1件	0件	320件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	52件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	201件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	67件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークの求人票には、詳細な内容を記載してほしい。		求人票の記載内容については、より具体的でわかりやすいものとなるよう求人者にお願ひするとともに、ご不明な点がございましたら、窓口へ相談していただきたい旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票では年齢不問となっていたので応募したところ、結局年齢で不採用になった。募集年齢を求人票に明示してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	労働者派遣法にかかる専門業務の26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての解釈を明確にしてほしい。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容を説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご案内し、ご理解いただきました。
4	従業員を募集したいと思っていたが、なかなか時間が取れずハローワークに求人申込みに行けません。こうした中、ハローワークから求人開拓推進員が来てくれたので助かりました。		国民の皆様からいただいた貴重なご意見として、組織内で情報共有を図りました。 該当ハローワークでは、現在求人開拓員を増員し、事業所訪問回数を大幅に増やしているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
5	書類選考の求人が多く、面接で自己アピールする場を与えてもらえない現状がある。事業主を指導してほしい。		履歴書等の書類選考だけでは応募者の適性や能力を多面的に判断することが困難なことなどから、ハローワークの求人受理の窓口等においては、できる限り面接選考を実施していただけるようお願いしております。今後も、求人者の方に対しては、書類選考から面接選考への切り替えを要請していく旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
6	ハローワークの受付で「こころの健康チェックのお勧め」というリーフレットを渡されたが、自分には心の悩みはなく余計なお世話だと感じた。		国として、心の健康問題に少しでも多くの方に関心をもっていただくため、様々な普及啓発活動を実施しております。その一環として、ハローワークに来所された方すべてに広くキャンペーンとしてお配りしている旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	「こころの健康チェックのお勧め」というリーフレットの記載内容に、現在の自分の境遇と似た記載があり参考になった。リーフレットに書かれている「求職者のストレス及びメール相談事業」について詳しく教えてほしい。		いただいたご意見を踏まえ、「求職者のストレス及びメール相談事業」についてご説明したリーフレットをすぐに送付いたしました。 後日、御本人から、今回の一連の対応について感謝の言葉がありました。
8	失業して不安な気持ちでハローワークに来ましたが、同じ苦しみを抱えている人々の多さにびっくりしました。親身な相談で前向きな気持ちになり、10日ほどで仕事も決まって本当に感謝しています。皆様の笑顔で元気をもらい助けられました。		国民の皆様からいただいた貴重なご意見として、組織内で情報共有を図りました。 いただいたご意見を励みとして、これからもお仕事を探している皆様のお役に立てるよう、職員一同笑顔で頑張っております。
9	ハローワークの事務室内が少し暑いので、クーラーを入れてほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	駐車場が狭いので何とかしてほしい。		該当ハローワークの駐車場は、収容出来る台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	4件	11件	0件	0件	0件	15件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	5件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	8件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	「中小企業子育て支援助成金」の支給要件が変更されたのに、広報されるのが遅い。事業主は助成金の支給要件を見て、支給を受けられるよう努力しているのに、支給要件を変えるのは納得できない。		今後とも広報を積極的に実施するとともに、助成金制度の内容を説明し、ご理解を得ました。
2	育児・介護休業法上短時間勤務制度が義務づけられるが、鉄道の運転手、車掌という特殊な勤務形態では短時間勤務のシフトをとることはできない。		法律の内容について説明し、当業界についての実情として把握した旨を回答いたしました。
3	改正育児・介護休業法の規定例で、育児短時間勤務制度の申出について「1回につき1ヶ月以上、1年以内の期間」と書いてあるが、1ヶ月より短い期間は取得できないと誤解させることから「1ヶ月以上」は削除すべきではないか。		貴重なご意見として承りました。
4	「育児・介護休業等に関する規則の規定例」の子の看護休暇について、休暇取得した日は有給扱いとしたモデルとなっている。看護休暇は無給でもよいにもかかわらず、その旨分かりやすい解説となっていない上、有給扱いの規定例になっているのは不親切である。		制度の趣旨をご説明した上で、貴重なご意見として承りました。
5	改正育児・介護休業法について、「パパ・ママ育休プラス」等制度が複雑すぎて理解できない。もっと明解でわかりやすい制度にすべきではないか。		改正育児・介護休業法制度について改めて丁寧に説明し、ご理解を得ました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	「イクメン」という言葉には軟弱なイメージがある。男性の育児参加の必要性は理解できるが、この言葉には抵抗がある。		貴重なご意見として承りました。
7	子育てサポート企業の認定(くるみんマーク)は、一般事業主行動計画に基づく目標及び取組状況を条件としているが、雇用管理が進んでいる企業は新たな目標設定が難しい。 行動計画策定以前に、既に取組がなされている企業も認定の対象とすべきではないか。 また、目標の内容や達成状況等により、認定レベルを複数設けて欲しい。認定のレベルアップを競うことで、より取組が促進されると思う。		現状からさらに一歩進んだ取組を行うことを目標に掲げ、それを達成した企業を讃えるとともに、くるみんマークを付与することで次世代育成支援対策に積極的に取り組んでいる企業ということを広く公表するという認定の趣旨を説明し、理解を求めました。 認定について複数のレベルを設けるというご指摘については、貴重なご意見として承りました。
8	トイレの清掃作業員について一方の性別のみを募集したとしても「男女雇用機会均等法違反とならない場合」に該当することとしていただきたい。均等法の趣旨は理解できるが、まだ一般国民の意識からすると、男性が清掃のためとはいえ女性トイレに入ることに強い抵抗がある。男性を配置すると女性の利用者から苦情があり苦慮している。		均等法について説明し、一定のご理解を得ました。
9	社会福祉法人の採用面接を受けたところ、採用担当者から、今回は女性しか採用しないこと等を理由に断られ続けている。採る気もない施設に面接に行く交通費も無駄になるので、女性のみ募集を認めて無駄足を踏まないような仕組みにして欲しい。そもそも介護現場に従事する者を増やそうとしている国の施策にも反するのではないか。		均等法の趣旨をご説明いたしました。
10	セクハラ防止に関する啓発資料について、会社が手を加えずにそのまま従業員に配付できるものがほしい。		周知チラシのモデル例を提供いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	6件	0件	1件	0件	7件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>型糖尿病を長く患っており、在宅でインシュリンの自己注射を行っているが、医療機関で受診の度に「C101 在宅自己注射指導管理料 820点」を算定されている。この点数について、十分な経験を有する医師から患者への十分な教育に対する技術料を評価したものは理解しているが、民間の感覚からすれば高すぎる。</p>		<p>ご意見として本省へ伝えることを説明し、了解を得ました。</p>
2	<p>医療機関を受診したら明細書をくれたが、何のために必要ないもの(明細書)をくれるのか。検査などの説明は、医師から受けているし、明細書には難しい言葉で記載されているので、医師に何も言えないので意味がない。</p> <p>明細書が必要ないと言っても、明細書発行体制加算は負担させられるのはおかしい。</p> <p>医療財政が苦しい中で、明細書を発行し診療報酬を支払うことを国民全体が必要だと思っているか疑問である。このような制度はやめるべきである。</p>		<p>医療機関でどのような診療行為が行われたか判るよう、診療内容の透明性を図るために発行することとされており、不要な場合は医療機関へ申し出てください旨説明しました。</p> <p>明細書は、無償で発行することとなっていますが、無償で発行できる体制等が整備され届出をしている医療機関では、明細書発行体制加算は算定できることになっている旨説明しました。</p> <p>明細書を発行することは、診療内容・診療報酬等を理解していただくとともに、医療費の適正化にも寄与するということでご理解をいただきたい旨説明しました。なお、ご意見につきましては、「国民の皆様の声」として本省へ伝える旨説明しました。</p>
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年6月11日～6月17日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	<p>毎年、社会保険協会(愛媛)より会費の納入告知書が届くが、その都度、会費が払えない旨を協会へ問い合わせ、昨年までは強制であるとの説明を受け、今年は任意加入のため脱会できる旨の説明があった。</p> <p>昨年までと対応が違うのはどういうことなのか。これまで強制との説明だったので無理をして会費を支払っていたが、当初から任意という説明を受けていれば加入はしなかったので、過去に遡って会費を返納してほしい旨を申し立てたが断られた。</p> <p>過去の間違った対応について謝罪もなく、社会保険加入時にも任意加入である旨の説明は一度もなかったのが納得がいかない。</p> <p>とりあえず、取引先などの会社に、協会への加入説明の有無について確認をしてみるとのことで切電。</p>	① ② ④	<p>社会保険協会へ事実関係について照会を行い、当該事案について、そのような説明をした職員は存在しないとのことであったが、誤解を招くような説明等を行わないよう再度、協会職員への周知徹底を図るよう指導を行いました。</p>
2			
3			
4			
5			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。